

部活動に関する条件

部活動は、下記の条件に該当するもの、または担任、生徒指導部長、顧問の活動停止の要請があったものについては、活動停止、または退部を命ずることがある。

記

1. 保護者の承諾がない者
2. 部活動をすることが原因で学業成績が著しく低下した者
3. 進路に著しく影響し、目的達成が不可能と考えられる者
4. 健全な健康管理ができない者
5. 生徒指導上の指導を必要とする者
6. 他の部員に著しく迷惑を及ぼす者
7. その他、部活動を継続していくことが非常に困難な状況が生じた者

以上

・生徒（寮生は先に寮長の許可をとる）→担任の先生→部活動の先生に渡す。（最後保管は各顧問）

入部届

	顧問	担任	寮長
確認印			

令和 年 月 日

大口明光学園中学校・高等学校

() 部顧問 () 殿

中・高 年 組 番	
生徒氏名	保護者氏名 (印)
所属部	
入部の条件	保護者
	担任
	寮
本人の決意	

上記要領で入部を希望いたしますのでお届けいたします。